

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	市街化区域の農地を農地以外のものにする場合で売買・賃貸借する場合の届出		
根拠法令及び条項	農地法第5条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準：農地法関係事務処理の手引き(沖縄県農林水産部農政経済課発行) 第5章 農地転用の許可(法第4条・第5条)にて審査。		
審査基準 設定年月日	平成12年6月1日	審査基準 最終変更年月日	平成21年12月11日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(10日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：)		
標準処理期間 設定年月日	平成12年 6月 1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成21年 12月11日
所管部署	経済観光部商工農水課		
備考	審査基準等年月日は農地法関係事務に係る処理基準についての年月日。		

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。